



請 願 書

請願第 1 号

2025年2月20日

二本松市議会

議 長 本多 勝実 殿

住 所

氏 名 日本労働組合総連合会福島県連合会

二本松・安達地区連合

議 長 高 橋 誉



紹介議員

江藤 旬

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

請 願 要 旨

令和6年春季生活闘争結果での賃金引き上げ率は、33年ぶりに定期昇給込み5%台の賃金引き上げを実現した。一方中小組合の賃金引き上げは、定期昇給込み4%台にとどまり、生活が向上したと実感している人は少数であり個人消費は低迷している。そのことは、物価高騰が勤労者家計を圧迫してきたことに加え、中小企業や適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない産業などで働く多くの仲間に、この流れが十分に波及していない状況にあり、賃金引き上げと適切な価格転嫁・適正取引のすそ野が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念すらあり、最低賃金近傍で働く者の暮らしは厳しい状況にある。

社会や産業・企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、ステージ転換に向けて大きな一步を踏み出した今こそ、「賃金も物価も上がらない」というこれまでの社会的規範を変えなければならない。

さらには、人手不足を補うための雇用形態の多様化は依然として存在しており、低賃金・長時間労働などの問題解消と、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効が重要な政策であると考えます。

つきましては、「賃金の経済政策」となる最低賃金引き上げの重要性を強く認識し、次の事項について地方自治法第99条の規定により、政府関係機関並びに福島労働局長に対し、意見書を提出していただきますようお願いいたします。



請 願 事 項

1. 福島県最低賃金を速やかに時給 1,000 円に到達させること。
特に、国際情勢に起因する物価上昇と円安の影響は、働く者の生活をより厳しくしており、最低賃金の着実な引き上げは継続する必要がある。また、新総理の所信表明演説における 2020 年代に全国平均を 1,500 円となることを目指すと述べた積極的な姿勢を重く受け止めていただきたい。
2. 中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引き上げ原資の確保を含め、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、働き方も含めた「取引の適正化」の定着に向け、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知・浸透の強化を図り、指針に沿った適切な企業行動となるよう促されたい。
3. 最低賃金引き上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等多様な政策誘導として取り組むこと。
4. 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。

以 上

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

令和6年春季生活闘争結果での賃金引き上げ率は33年ぶりに定期昇給込み5%台の賃金引き上げを実現した。一方中小組合の賃金引き上げは、定期昇給込み4%台にとどまり、生活が向上したと実感している人は少数であり個人消費は低迷している。そのことは、物価高騰が勤労者家計を圧迫してきたことに加え、中小企業や適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない産業などで働く多くの仲間に、この流れが十分に波及していない状況にあり、賃金引き上げと適切な価格転嫁・適正取引のすそ野が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念すらあり、最低賃金近傍で働く者の暮らしは厳しい状況にある。

社会や産業・企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、ステージ転換に向けて大きな一歩を踏み出した今こそ、「賃金も物価も上がらない」というこれまでの社会的規範を変えなければならない。

さらには、人手不足を補うため雇用形態の多様化は依然として存在しており、低賃金・長時間労働など問題を解消と、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策と考える。

よって、本市議会は福島県の一層の発展をはかるため、「賃金の経済政策」となる福島県の最低賃金引き上げに関する次の事項について強く要望いたします。

1. 福島県最低賃金を速やかに時給1,000円に到達させること。

特に、国際情勢に起因する物価上昇と円安の影響は、働く者の生活をより厳しくしており、最低賃金の着実な引き上げは継続する必要がある。また、新総理の所信表明演説における2020年代に全国平均を1,500円となることを目指すと述べた積極的な姿勢を重く受け止めていただきたい。

2. 中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引上げ原資の確保を含め、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、働き方も含めた「取引の適正化」の定着に向け、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知・浸透の強化を図り、指針に沿った適切な企業行動となるよう促されたい。

3. 最低賃金引上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等多様な政策誘導として取り組むこと。

4. 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島労働局長 あて

福島県二本松市議会

議 長 本多 勝実

意見書提出先の氏名と住所

2025年 最低賃金引き上げ早期発効を求める意見書

提出先	氏名	住所	所属等
内閣総理大臣	石破 茂	〒100-8914 東京都千代田区永田 1-6-1	内閣府
厚生労働大臣	福岡 資麿	〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館	厚生労働省
福島労働局長	井口 真嘉	〒960-8021 福島市花園町 5-46 福島第二地方合同庁舎 3階	福島労働局